

宮 城 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会（第2回）議事要旨

開 催 日 時	令和3年10月 6日（水）	午前10時00分 ～ 午後 0時30分	
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席2名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席3名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席3名	定数3名
主 要 議 題	(1) 金額審議について (2) その他		
議 事 要 旨	(1) 金額審議について ○使用者側より13円の引上げ額を提示 根拠は、本年度の賃金改定調査結果、第4表 宮城県の入っているCランクの製造業の上昇率1.4%をかけたもの。 ○労働者側より35円の引上げ額を提示 根拠は、使側の主張の金額では影響率が0%で議論しても仕方がない、しかしこのまま行っても平行線なので、35円まで引き下げた。 ○使用者側より6円を乗せ、19円の引上げを提示 根拠は、今年の賃金調査では影響率はないが、年によりバラツキがある。労側に歩み寄った。参考にしたデータは経団連の中小企業の非鉄金属の上昇率1.8%、これよりも高い額での提示。 ○労働者側より改めて35円の引上げ額を提示 根拠は、賃金実態調査で初めに分布があるのは32円引上げのところ2人、使側の提示額は我々の想定よりもまだまだ低い。もうちょっと上の方に来ないと歩み寄りにくい。 ○使用者側より22円の引上げを提示。 根拠は、鉄鋼3社の最低賃金の労使協定、平均のアップ率約2.39%、それをもとに計算した。最低賃金を上げると、中位層、上位層の底上げもあり、影響率だけを見て決定するのは狭すぎる。今の経済状況、他産業の状況、各県の状況をみながら議論してほしい。 ○労働者側より33円の引上げ額を提示。 根拠は、影響率表で最初に2人の分布のある32円のところにプラス1円した。 ○合意に至らず。 (2) その他 事務局より、第3回目の審議日程について説明があった。		